

# 令和2年度 学校基本調査結果



## 【 I 調査の概要】

### 1 調査の目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法、統計法施行令及び学校基本調査規則による（基幹統計調査）。

### 3 調査の内容

調査の種類	調査の対象	調査の系統	報告者	調査事項	
基 幹 統 計 調 査	学校調査	文部科学省 一県 学校 高等学校 県立特別支援学校 県立専修学校 市町村 一 学校 （上記学校を除く）	学校の長	(1) 名称及び所在地 (2) 学級数 (3) 教員、教育・保育職員及び職員の数 (4) 園児・児童・生徒数 (5) 入学者数 (6) 卒業者数等	
	学校通信教育調査			通信制課程を置く高等学校	
	学校施設調査		公立・私立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校、私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校	公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校の長、私立学校の設置者	(1) 学校建物面積 (2) 学校土地面積
	卒業後の状況調査		国立・公立・私立の中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校	学校の長	(1) 進路別卒業者数 (2) 入学志願者数 (3) 産業別就職者数等
	不就学学齢児童生徒調査	市町村教育委員会	文部科学省 一県 一 市町村教育委員会	市町村教育委員会	(1) 就学免除者数 (2) 就学猶予者数 (3) 居所不明者数 (4) 死亡者数

### 4 調査の期日

令和2年5月1日現在

## 5 用語の解説

- (1) 「高等学校等進学者」とは、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。
- (2) 「大学等進学者」とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者をいう。
- (3) 「専修学校進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
  - 中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）の卒業者の場合  
専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）
  - 高等学校・特別支援学校（高等部）の卒業者の場合  
専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）
- (4) 「専修学校等入学者」とは、次に掲げる学校へ入学した者をいう。
  - 中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）の卒業者の場合  
専修学校の一般課程又は各種学校
  - 高等学校・特別支援学校（高等部）の卒業者の場合  
専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校
- (5) 「公共職業能力開発施設等入学者」とは、公共職業能力開発施設等へ入学（入所）した者をいう。
- (6) 「就職者」とは、自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者）、就職進学者及び就職入学者をいう。

なお、「就職進学者」とは、(1)、(2)及び(3)に掲げた学校に進学し、かつ就職した者をいい、「就職入学者」とは、(4)及び(5)に掲げた専修学校等に入学し、かつ就職した者をいう。
- (7) 「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
- (8) 「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者」とは、雇用契約期間が一か月以上で期間の定めのある者をいう。
- (9) 「臨時労働者」とは、雇用契約期間が一か月未満で期間の定めのある者をいう。
- (10) 「左記以外の者」（「上記以外の者」）とは、進学も就職もしていない者（外国の高等学校・大学等に入学した者、家事手伝いなど）をいう。
- (11) 「不詳・死亡の者」とは、(1)から(10)のいずれにも該当しない者をいう。
- (12) 「高等学校等進学率」とは、卒業者のうち高等学校等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。

なお、「県内（外）進学率」とは、高等学校等進学者のうち県内（外）進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (13) 「大学等進学率」とは、卒業者のうち大学等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。

- (14) 「就職率」とは、卒業者のうち、就職者の占める割合をいう。
- (15) 「県内（外）就職率」とは、就職者のうち就職先の事業所の所在地が県内（外）である者の占める割合をいう。

## 6 利用上の注意

- (1) 数字の単位未満は、原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合もある。
- (2) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
- |       |     |                              |
|-------|-----|------------------------------|
| 「－」   | --- | 計数がない場合                      |
| 「0.0」 | --- | 計数が単位未満の場合                   |
| 「…」   | --- | 計数の出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合 |
| 「△」   | --- | マイナス                         |

## 7 集計区分（卒業後の状況）

調査結果の集計は、中学校、高等学校とも6地域に分けて行った。

- (1) 岐阜地域－岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
- (2) 西濃地域－大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
- (3) 中濃地域－関市、美濃市、郡上市
- (4) 可茂地域－美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
- (5) 東濃地域－多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
- (6) 飛騨地域－高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

## 8 本年度調査の変更点

- (1) 学校調査票（小学校）において、「本務者のうち休職等教員数」を男女別で把握するとともに、休職等理由区分に「介護休業」が追加された。
- (2) 学校調査票（中学校及び義務教育学校）において、「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」が「夜間その他特別な時間において授業を行っている学級数・生徒数・教員数（公立）」に変更された。
- (3) 卒業後の状況調査票（義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）において、「状況別卒業生数」の「就職者」が「就職者等」に変更され、「自営業主等」、「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」、「臨時労働者」の内訳が追加され、「(再掲)」に「左記 有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」が追加された。
- あわせて、卒業後の状況調査票（高等学校）において、「正規の職員・従業員」、「自営業主等及び正規の職員等ではない者」が削除された。